

北海道消費生活条例施行規則（平成12年規則第29号）の改正について

1 国の動き

消費者庁は、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」を、令和3年3月5日に国会に提出し、衆議院にて一部規定の修正がなされ、当該修正を反映の上、令和3年6月9日までに衆参両院にて可決成立。その後、同月16日に令和3年法律第72号として公布しました。

2 改正法の概要

改正法は、「特定商取引に関する法律」や「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」のほか8つの法律（記載省略）の一部をそれぞれ改正する法律です。

3 北海道消費生活条例への影響

改正特定商取引法のうち、北海道消費生活条例への影響は、改正特定商取引法の第9条等関係のクーリング・オフ通知を電磁的方法で行うことを可能にする改正にかかる条文のみでした。

改正特定商取引法第9条の内容等は、**別紙**のとおりです。

上記改正・施行に合わせて、**北海道消費生活条例施行規則別表8（2）を改正する必要があります**。

4 条例施行規則の改正手続

改正特定商取引法第9条の施行は、同法附則第1条により「この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」と定められており、遅くとも令和4年6月15日までに発出されるであろう、政令によって指定された日から施行されます。

当該指定される日に合わせて、所定の手続きにより条例施行規則を改正する予定です。

5 北海道消費生活審議会への諮問について

今回予定している条例施行規則の改正は、法改正に伴う所要の改正であり、「不当な取引方法」の実質的変更を伴う改正ではないことから審議会への諮問は行わないこととし、改正法の条文に沿って、規定を整理する予定である旨を情報提供いたします。

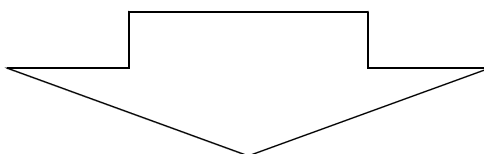
「所要の改正」～ クーリング・オフの権利の行使における手続き上の「書面により」の定義を「書面又は電磁的記録により」に改めること。

【特定商取引法の該当する改正条文の新旧対照表】

旧	新
(訪問販売における契約の申込みの撤回等) 第九条 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において…【中略】その購入者若しくは 役務の提供を受ける者（以下この条から第九条の三までにおいて「申込者等」という。）は、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除…【以下省略】	(訪問販売における契約の申込みの撤回等) 第九条 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において…【中略】その購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条から第九条の三までにおいて「申込者等」という。）は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除…【以下省略】

※ 第9条は訪問販売にかかるクーリング・オフの規定である。

なお、同条の改正と同趣旨により、電話勧誘販売（第24条関係）、連鎖販売取引（第40条関係）、特定継続的役務提供（第48条関係）、業務提供誘引販売（第58条関係）、訪問購入（第58条の14関係）にかかるクーリング・オフの規定の条文の「書面」を、「書面又は電磁的記録」に改正している。



【想定される条例規則別表の改正案】

	新
別表（第3条の2関係） 1～7【省略】 8 条例第16条第1項第8号の規定に該当する不当な取引方法 (1)【省略】 (2) 消費者の口頭によるクーリング・オフの権利の行使の意思表示に対し、書面により行使すべきことを告げず、又は口頭により行使することを認めたにもかかわらず、後に書面によらないことを理由として、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げること。 (3)【以下省略】	別表（第3条の2関係） 1～7【省略】 8 条例第16条第1項第8号の規定に該当する不当な取引方法 (1)【省略】 (2) 消費者の口頭によるクーリング・オフの権利の行使の意思表示に対し、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）により行使すべきことを告げず、又は口頭により行使することを認めたにもかかわらず、後に書面又は電磁的記録によらないことを理由として、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げること。 (3)【以下省略】